

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の一部を改正する法律の概要

1. 省エネ法の概要

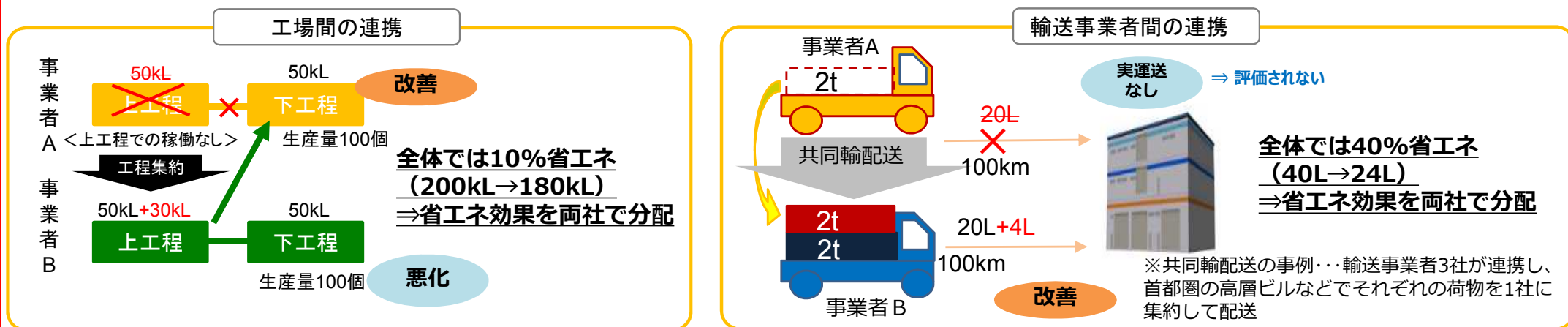
- **エネルギー消費の大きい事業者に対して、毎年度、所管大臣へ実績等を定期報告させる等の規制を課すことにより、省エネの取組を推進する制度。**
- **経済産業大臣と輸送部門(貨物・旅客・航空)を所管する国土交通大臣の共管法。**
- **平成30年6月13日公布。施行は公布より6ヶ月以内。**

2. 今般の改正の背景・概要

- **企業の省エネ取組を一層促進するために、**
 - ① **複数事業者が連携する省エネ取組を認定し、省エネ量を企業間で分配して定期報告することを認める。**
 - ② **エネルギー管理を一体的に行うグループ会社がまとめて定期報告すること等を認める。**
 - ③ **荷主の定義見直しによる規制対象の追加**を行う。

3. 具体的な改正の主な内容

- ① **複数事業者が連携する省エネ取組を認定。認定した事業者には、省エネ量を企業間で分配して定期報告することを認め、連携による省エネ取組を適切に評価**(工場・事業場部門は経産大臣、貨物・旅客部門は国交大臣)



- ② **エネルギー管理を一体的に行うグループ会社について認定を行い、まとめて定期報告すること等を認め、省エネ取組を適切に評価**(工場・事業場部門は経産大臣、貨物・旅客部門は国交大臣)

(例) グループ子会社であるBバス会社、Cエクスプレス会社、Dフェリー会社のグループ親会社であるA鉄道会社がまとめて定期報告を行う。

- ③ **荷主の定義見直しによる規制対象の追加**(経産大臣)

所有権を問わず貨物の輸送方法を実質的に指示している者(ネット小売事業者等)に省エネ取組を求めるため、荷主の定義を見直し 等